

広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十一号

広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

- 第七十四条第一項中「において同じ。」を「及び第七十四条の二において同じ。」を規則で定める時において」に、「において」を「及び第七十四条の四において」に、「作成」を「知事が定める指針（以下「自動車使用合理化指針」という。）に基づき作成し、知事に提出」に改め、同条第二項中「作成した自動車使用合理化計画書を」を「自動車使用合理化計画書を作成したときは」に改め、同条第四項を次のように改める。
- 4 知事は、自動車使用合理化指針を策定し、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

第七十四条の次に次の三条を加える。

（自動車使用合理化実施状況報告書の作成等）

第七十四条の二 前条第一項の規定により自動車使用合理化計画書を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、当該自動車使用合理化計画書に定めた事項のうち自動車の使用合理化、低公害車等の導入の状況その他規則で定める事項を記載した報告書（以下「自動車使用合理化実施状況報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、自動車使用合理化実施状況報告書について準用する。

（自動車使用合理化計画書等の公表）

第七十四条の三 知事は、第七十四条第一項の自動車使用合理化計画書又は前条第一項の自動車使用合理化実施状況報告書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該自動車使用合理化計画書又は当該自動車使用合理化実施状況報告書の概要を公表するものとする。

（勧告）

第七十四条の四 知事は、特定事業者が第七十四条第一項の自動車使用合理化計画書又は第七十四条の二第一項の自動車使用合理化実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 知事は、特定事業者が第七十四条第二項（第七十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

第百条第一項中「次条」を「第百一条」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条の次に次の二条を加える。

（温室効果ガス削減実施状況報告書の作成等）

第百条の二 前条第一項の規定により温室効果ガス削減計画書を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び当該温室効果ガス削減計画書に定めた事項のうち温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施の状況その他規則で定める事項を記載した報告書（以下「温室効果ガス削減実施状況報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、温室効果ガス削減実施状況報告書について準用する。

（温室効果ガス削減計画書等の公表）

第百条の三 知事は、第百条第一項の温室効果ガス削減計画書又は前条第一項の温室効果ガス削減実施状況報告書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該温室効果ガス削減計画書又は当該温室効果ガス削減実施状況報告書の概要を公表するものとする。

第百一条中「温室効果ガス削減計画書を提出しなかったとき、又は公表しなかったときは」を「第百条第一項の温室効果ガス削減計画書又は第百条の二第一項の温室効果ガス削減実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したときは、当該特定事業者に対し」に改め、同条を同条第一項とし、同条に第二項として次の一項を加える。

2 知事は、特定事業者が第百条第二項（第百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

第百一条の次に次の一条を加える

（表彰）

第百一条の二 知事は、地球温暖化の防止に関する活動に積極的に取り組む事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体を表彰することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第百条第一項の規定により提出された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書については、この条例による改正後の第百条の三の規定は、適用しない。